

## 稚内市中小企業振興助成金（商店街活性化事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第2号に掲げる基本方針に基づき、商店街振興組合等が商店街の活性化を推進するために行う事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（商店街活性化事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「商店街振興組合等」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、商店街振興組合等であって、稚内市内に主たる事務所を有し、かつ、市税等の滞納がないものとする。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、国、道、市等の他の助成制度の適用を受けている場合及び同様の事業内容で既に3回助成金を交付されている場合は、助成対象事業としない。

（1）商店街振興組合等が商店街の集客力を強め、販売を促進するために行う事業

（2）商店街振興組合等が商店街の活性化を推進するために行う調査又は計画策定事業

（助成対象経費）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、謝金、旅費、会場借上料、会場設営料、広告宣伝費、消耗品費及び委託料（事業の全部を委託する場合における委託料を除く。）とする。

（助成金の交付額等）

第6 助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内の額であって、50万円を超えない額とする。ただし、助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

2 助成金の助成回数は、1団体につき1会計年度において1回とする。

（交付の申請）

第7 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号）第6条第1項

第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 第4第1号に掲げる事業 催事企画書及び市税等を滞納していないことを証明する書類
- (2) 第4第2号に掲げる事業 市税等を滞納していないことを証明する書類  
(実績報告の提出)

第8 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 第4第1号に掲げる事業 各経費の支払を証明する書類及び広告宣伝に使用したパンフレット、チラシ等
- (2) 第4第2号に掲げる事業 各経費の支払を証明する書類並びに完成した調査結果及び計画の成果物  
(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成17年稚内市訓令第7号）に定めるところによる。

附 則（平成29年3月29日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に交付を受けた稚内市中小企業振興助成金（商店街活性化事業助成金）の回数は、改正後の第4ただし書に規定する回数に算入しない。